

議第61号

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求  
めることについて**

上記の議案を提出する。

平成29年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決  
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成28年度において県の  
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること  
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	270,490,030 <sup>円</sup>	△ 40,865,498 <sup>円</sup>	229,624,532 <sup>円</sup>
彦 根 市	198,829,047	△ 31,149,288	167,679,759
長 浜 市	221,163,269	△ 34,648,252	186,515,017
近 江 八 幡 市	69,533,338	△ 20,481,104	49,052,234
草 津 市	117,212,048	△ 34,800,094	82,411,954
守 山 市	82,877,393	△ 26,699,391	56,178,002
栗 東 市	78,930,685	△ 25,335,663	53,595,022
甲 賀 市	82,376,554	△ 24,264,084	58,112,470
野 洲 市	69,696,946	△ 20,529,296	49,167,650
湖 南 市	68,469,887	△ 20,167,864	48,302,023
高 島 市	200,428,530	△ 33,462,233	166,966,297
東 近 江 市	160,332,428	△ 42,443,907	117,888,521
米 原 市	61,192,135	△ 9,586,585	51,605,550
日 野 町	19,305,726	△ 5,686,517	13,619,209
竜 王 町	22,986,903	△ 6,770,812	16,216,091
愛 荘 町	47,634,234	△ 7,462,554	40,171,680
豊 郷 町	12,952,638	△ 2,029,208	10,923,430
甲 良 町	14,405,271	△ 2,256,783	12,148,488

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	14,405,271 <sup>円</sup>	△ 2,256,783 <sup>円</sup>	12,148,488 <sup>円</sup>
<b>計</b>	<b>1,813,222,333</b>	<b>△ 390,895,916</b>	<b>1,422,326,417</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成28年10月13日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第139号）」の金額を改めようとするものである。